# マスターズクラブ会員規約

この会員規約(以下「本規約」)は、有限会社ルネサンスジャパン(以下「当社」)と、マスターズクラブ会員(以下「会員」)との関係に適用し、また会員の心得、規範を明確にしています。有限会社ルネサンスジャパン事務局(以下「当社事務局」)では、入会の申込をいただいた時点で、本規約を承認したとみなします。

#### 第1章総則

#### 第1条(会員規約の適用)

当社は、会員との間に本規約を定め、これにより当社の運営を行います。また、当社が 随時発表する諸規定も、本規約の一部を構成します。

#### 第2条 (会員規約の変更)

当社は、自らが円滑な運営のために必要と判断した場合、会員の事前の承諾を得ることなく、本規約を変更することができます。変更後の会員規約については、当社のサイト上への掲載、電子メール、書面その他当社が適切と判断する方法により通知した時点から、その効力を生じます。

## 第3条 (用語の定義)

本規約において使われる用語については、次の各項に定義します。

- (1) 会員とは、当社会員の総称です。
- (2) 書面とは、当社が指定した書式による文書、または任意の書式による文書(電子書面を含みます)を指します。また、入会時に登録している電子メールアドレスからの発信による当社事務局への通知、連絡も書面と認められます。

## 第2章 入会申込等

#### 第4条(入会申込)

当社への入会の申込をする方は、所定の入会申込み手続き及び月額会費を払込む事により申込み完了とします。

#### 第5条(入会申込の拒絶等)

当社は、入会申込者が次の各項に該当する場合、入会を認めない場合があります。

- (1) 入会申込書に偽名を含む虚偽の事項を記載した場合
- (2) 入会申込者が本規約に反するおそれのある場合
- (3) その他、前各項に準ずる場合で、当社が入会を適当でないと判断した場合

(4) 現在、精神科や心療内科へ通院、または、投薬治療をされている場合

#### 第6条(会費)

会員の月会費、資格および特典は、次の各号の通りです。

月会費 25,000 円 (消費税別)

資格: 当社、指定要件を満たし、所定の手続きを完了した者。

特典: Facebook非公開グループへ参加、交流と学びの場を提供、会員専用サイト、 各種イベントへの優待。

# 第7条 (月会費の免除)

当社が適当と判断した場合、月会費を免除します。

#### 第8条(会員資格有効期限)

会員資格有効期限は次の各項に定めます。

- (1) 会員資格有効期限は、前月払い月会費制とし継続されます。
- (2) 会員資格有効期限は、当法人が入会を承認し、会費の支払われた日の翌月末とします。
- (3) 会員資格の継続を希望する会員は、月会費を当社所定の方法にて支払うものとし、入金が確認され次第、有効期限が毎月延長されるものとします。
- (4) 月会費が延滞した場合であっても、会員は、3ヶ月を経過するまでの間に会費を入金することにより、継続できます。

尚、延滞3ヶ月を経過し自動解約後に再度当会への入会を希望する場合は、改めて入会 手続きを行なうものとします。

#### 第3章 入会申込記載事項の変更等

### 第9条(会員の氏名及び名称等の変更)

会員は、その氏名、名称、住所、電話番号、電子メールアドレス等に関する事項に変 更があったときは、速やかに書面によりその旨を当社事務局に通知する必要があります。

2. 前項の規定による変更通知の不在によって、当社からの会員への通知、連絡、書類等 が遅延または不達になったとしても、当社はその責を負わないものとします。

# 第4章 会員資格の喪失

# 第10条 (会員資格の喪失)

会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失します。

(1) 退会届の提出をしたとき

- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 3ケ月以上月会費を滞納したとき。

# 第11条(退会)

退会しようとする場合は、退会届を当社事務局に届け出て退会することができます。

## 第12条 (会員資格の停止・解除)

当社は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会員に対し事前に通知及び 勧告することなく、当該会員の資格を停止または解除することがあります。

- (1) 月会費が支払われないとき
- (2) 内外の諸法令または公序良俗に反する行為を行ったとき
- (3) 当社、他の会員または第三者の商標権、特許権、意匠権、著作権、その他財産、プライバシーを侵害した場合またはそのおそれのある行為をした場合
- (4) 当社、他の会員または第三者を誹謗中傷する情報を流したとき
- (5) 入会申込書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき
- (6) 当社、他の会員または第三者の名誉または信用を失墜させる行為があったとき
- (7) 本規約に違反した場合
- (8) その他、当社が会員として不適当と判断した場合
- (9) 現在、精神科や心療内科へ通院、または、投薬治療をされている場合

# 第13条(拠出金品の不返還)

一度払い込まれた会費及びその他の拠出金品は返還しません。

## 第5章 会員資格有効期限終了に伴う措置

#### 第14条(措置)

会員資格有効期限が過ぎ、当社からの通知のあとも、当社が当該会員の更新の意思及び 会費の払込みを確認できず、会員資格の更新がなされない場合、またはその他の事由によ って当該会員の会員資格が失われた場合は、会員資格に基づく権利の行使を停止し、当社 に対し債務があった場合は速やかに精算することとします。

## 第6章 禁止行為

## 第15条(禁止行為)

会員は無断で当社の名称及び会員名簿等、またその活動主旨・活動内容を利用して、

個人や他の特定団体の利益等を目的とした宣伝活動や営業活動を行ってはいけません。

2. その他、当社の目的を理解し、第12条各号に定める行為、当社の主旨に反する行為等を行ってはいけません。

# 第7章 情報管理

# 第16条 (個人情報の保護)

会員の個人情報(住所・氏名・写真・電話番号・FAX番号・電子メールアドレス等)は、プライバシー保護のため、全会員がその取扱いには十分注意し、会員以外の第三者に名簿を譲渡もしくは売却し、またはその内容の一部もしくは全部を何らかの媒体に公表してはいけません。

2. 当社は、当社が保有する会員の個人情報に関して適用される法規を遵守するとともに、当社が別途定める個人情報保護方針に従い、当該個人情報を適切に取り扱うものとします。

#### 第8章 知的財産

#### 第17条(知的財産の帰属)

当社が創作するすべての著作物、ノウハウ、アイデア、発明、考案、意匠、商標等に関する権利は、当社に帰属します。

# 第18条 (知的財産の保護)

当社が作成し発行する全ての資料・データ等については、無断で他の媒体に掲載し、第 三者に譲渡もしくは売却し、または公表してはいけません。

## 第9章 損害賠償等

# 第19条(損害賠償)

会員が、本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって当 社が損害を受けた場合、当該会員は、当社が受けた損害を当社に賠償することとします。

# 第20条(免責)

当社は、会員に提供するサービスの利用により発生した会員の損害等に対し、第16条第2項に定める場合および当社の故意または重過失による場合を除き、いかなる理由によっても損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとします。

2. 当会員向けサービス・講座への参加による効果や本講座にて示された表現の再現性 については個人差があり、必ずしも本講座により利益や効果が保証されるものでは ありません。

## 第21条(不可抗力免責)

当社および契約者は、本契約の一部または全部が自然災害や戦争、テロ等の発生、 その他双方の責に帰さざる不可抗力により履行遅滞または不履行となった場合でも、 本契約違反とせず、その責を負わないものとします。

- 2. 前項の非常事態の被害にあった当事者は、相手方に対して、直ちに不可抗力の発生 および被害状況の報告を行わなければなりません。ただし、通信手段等の遮断、遅 延等が発生している場合は、この限りではありません。
- 3. 当社および契約者は、不可抗力が90日以上続いた場合または復旧が困難な場合、 相手方に対して、書面による通知をもって本契約を解除できるものとします。

# 第10章 残存条項

## 第22条 (残存条項)

退会した場合または会員資格が停止もしくは解除された場合であっても、第14条から 第20条および本条の規定は有効に存続するものとします。

# 第11章 その他

## 第23条(準拠法)

本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

# 第24条(裁判管轄)

当社および会員は、当社と会員の間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第1 審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

# 第25条 (規定の追加)

本規約に定めのない事項で、必要と判断される事項については、順次当社が定めるものとします

付 則

この規約は 2022年11月1日より施行する。